議第79号

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制,職員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制,職員,設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制,職員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制,職員,設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成28年呉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<u> </u>	
改正前	改正後
(職員の数等)	(職員の数等)
第6条 略	第6条 略
2 略	2 略

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の 教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

_			
	園児の区分	員数	
	(1) 満4歳以上の	おおむね <u>30人</u> に	
	園児	つき一人	
	(2) 満3歳以上満	おおむね <u>20人</u> に	
	4歳未満の園児	つき一人	
	(3) · (4) 略		

備考 略

4 · 5 略

幼保連携型認定こども園に置く園児の 教育及び保育(満3歳未満の園児につい ては、その保育。以下同じ。)に直接従 事する職員の数は、次の表の左欄に掲げ る園児の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に定める員数以上とする。ただし、当 該職員の数は、常時二人を下回ってはな らない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の	おおむね <u>25人</u> に
園児	つき一人
(2) 満3歳以上満	おおむね <u>15人</u> に
4歳未満の園児	つき一人
(3) • (4) 略	

備考 略

4 · 5 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の 提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第6条第3項の規 定は、適用しない。この場合において、改正前の第6条第3項の規定は、この条 例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制,職員,設備及び運営に関する基準の一部 改正に伴い,所要の規定の整備をするため,この条例案を提出する。